

# 行政減量・効率化有識者会議 ヒアリング資料

---

国土交通省  
平成21年4月21日

独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港（大阪国際空港・福岡空港）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第20条）

## ①緑地造成事業（騒防法第28条第1項第1号）〔主として第3種区域において実施〕

空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行う。

## ②再開発整備事業（騒防法第28条第1項第2号）〔第1種区域において実施〕

空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。

## ③代替地造成事業（騒防法第28条第1項第3号）〔第1種区域の外側の地域において実施〕

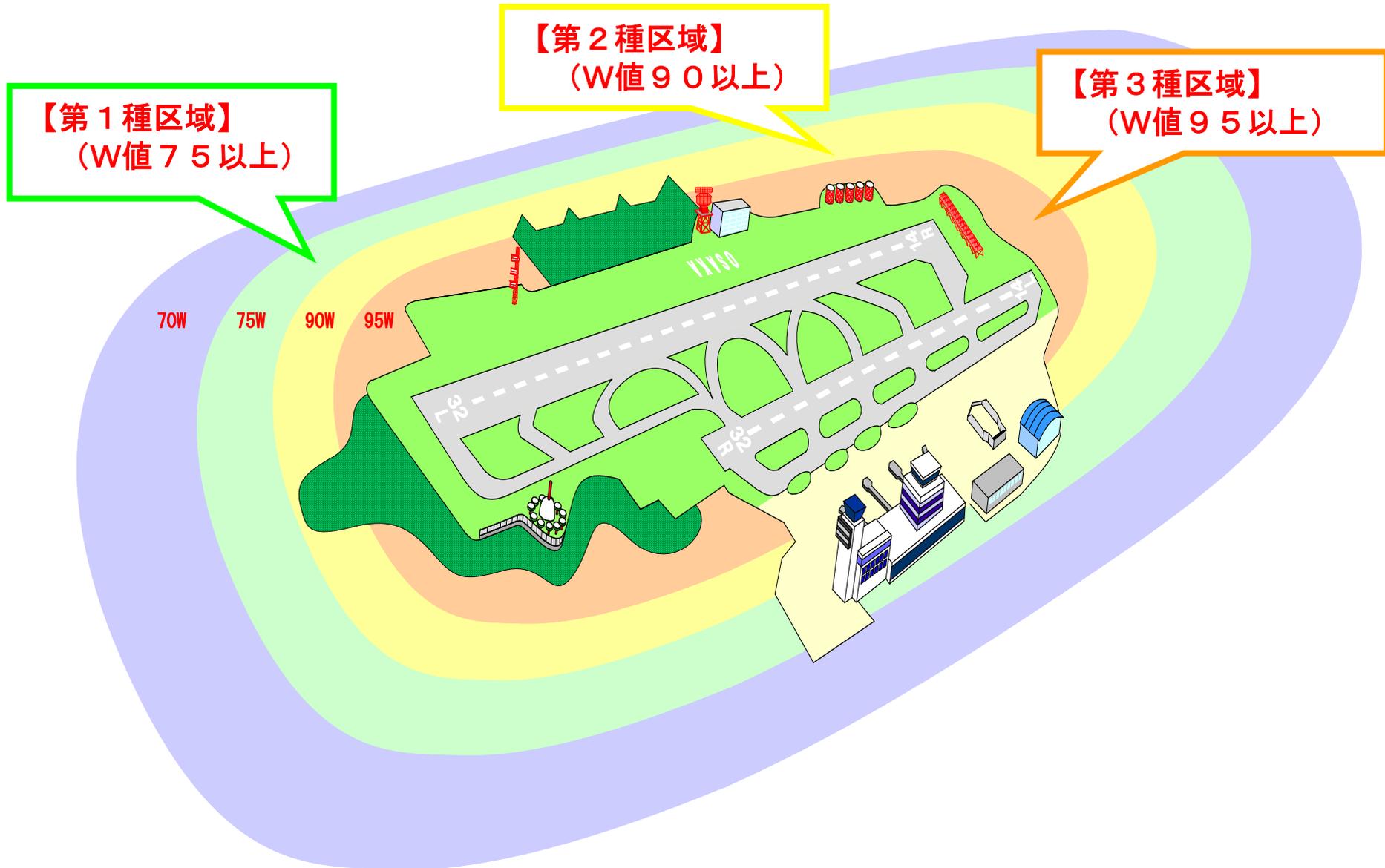
空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。

## ④民家防音事業（騒防法第28条第1項第4号）〔第1種区域において実施〕

周辺整備空港に係る第1種区域指定の際現に所在する住宅についてその所有者等が行う住宅防音工事に関し助成を行う。

## ⑤移転補償事業（騒防法第28条第1項第5号）〔第2種区域において実施〕

周辺整備空港の設置者の委託により、第2種区域指定の際現に所在する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務を行う。



独立行政法人整理合理化計画

事務及び事業の見直し

【緑地造成事業】

○ 平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。

【再開発整備事業】

○ 第1種区域(第2種区域を除く)で行っている事業については、一定の経過措置期間終了後、事業を廃止する。

○ 今後の再開発整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、更なる民間事業者の活用等による実施を検討する。

【代替地造成事業】

○ 代替地造成事業については、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止する。

【民家防音事業】

○ 工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。また、当該事業における空調機工事単価及び空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、単価及び調査項目を見直すとともに、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。

○ 事業の在り方については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、抜本的に見直す。

措置状況(平成20年度末現在)

【措置済】

・ 平成21年3月、国土交通省告示第246号により、大阪国際空港の騒音対策区域の縮小を行った。(5頁参照)  
これにより、事業を縮減。

【達成予定時期：平成22年度末】

・ 廃止に向け、関係者と調整中。

【措置済】

・ 平成20年度以降、第1種区域(第2種区域を除く。)での事業採択はしないこととし、独法通則法に基づく中期目標及び中期計画に明記した。  
また、更なる民間事業者の活用として、移転補償跡地を直接民間事業者の使用許可することについて、その手続きを策定し、平成20年度より実施している。

【措置済】

・ 当該事業の廃止を、独法通則法に基づく中期目標及び中期計画に明記の上、機構の業務方法書(平成21年2月3日認可)を改正した。

【措置済】

・ 平成20年度から、積算方法を簡略化し、事務手続の迅速化・効率化を図った。  
・ 平成20年2月13日付けで「住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱」を改正し、空調機器工事単価を約20%減額した。  
・ 平成20年度から、空調機の機能低下に係る調査をとりやめた。  
・ 平成20年度から、競争入札制度を導入した。(「住宅防音工事の機能回復工事及び再更新工事における事務手続」を改正。)

【達成予定時期：平成21年度以降】

・ 平成21年3月に国土交通省告示第246号により、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行い、第1種区域を縮小した。(5頁参照)  
これにより、民家防音事業の対象を縮減。  
・ 関係自治体、学識経験者、空港周辺整備機構等を交えて行った見直しに基づき、機構業務量の縮減を実施していく。(6頁参照)

独立行政法人整理合理化計画

【移転補償事業】

○ 機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。

組織の見直し

【法人形態の見直し】

○ 組織・定員について、平成20年度に、以下の措置を講じる。

①部の廃止、統合

大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。

②課の廃止

大阪事業本部において移転補償課を廃止する。

③定員削減

部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る。

○ 平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得る。

措置状況（平成20年度末現在）

【措置済】

・ 平成21年3月、国土交通省告示第246号により、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行い、第2種区域を縮小した。（5頁参照）  
これにより、移転補償事業の対象を縮減。

【措置済】

・ 左記のとおり実施。

【達成予定時期：平成22年度末】

・ 平成20年度においては、機構業務の縮減に向けた検討を行うとともに、大阪国際空港の騒音対策区域の縮小を行った。  
・ 平成21年度以降は、上記を受けて残事業量を調査し、組織の在り方について、検討を進めて行く。

